

# 適用 10

(株)みずほフィナンシャルグループ・(株)みずほ銀行・みずほ信託銀行(株)・  
みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)は、提出不要です。  
(人事業務部ヒューマンサービス室より一括提出されて来ます。)

## 退職者及びみずほ健保事業所への 転出者があったとき

### 『健康保険被保険者資格喪失届』

退職や死亡により、被保険者の資格を喪失したとき。  
みずほ健康保険組合のその他の事業所に転出するとき。

#### 【手続き】

- 各事業主の健保担当部署で作成後、健保組合宛に提出して下さい。  
平成24年4月以降は、KOSMO Webからのデータアップロードでご提出をお願いしています。
- 提出期限 — 資格喪失日より5日以内。
- 添付書類 — 「健康保険被保険者証※1」または「資格確認書※2」  
→ 被保険者及び被扶養者全員  
「健康保険高齢受給者証」 → 該当者のみ（70歳以上75歳未満の方に交付）

※1：令和6年12月1日迄に交付済の保険証をお持ちの方の場合

※2：令和6年12月2日以降交付の資格確認書をお持ちの方の場合

#### 〔作成上の注意事項〕

- 資格喪失日 — 退職・死亡日の翌日を記入
- 資格喪失原因 — 該当箇所を○で囲む
- 備考欄 — 当健保加入事業所への転籍（転出）の場合は、その旨を記入